## 第4期雲南市農業委員会第22回総会議事録

1. 日 時 平成25年4月23日(火) 13:30~15:40

- 2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター
- 3. 出席委員(36名)

1番	内部武雄	2番	永井尚二	3番	錦織邦男	4番	渡部満憲
5番	宇都宮敏章	6番	日野一夫	7番	片寄健治	8番	竹下房子
9番	高島幹雄	10番	竹内 勉	11番	狩野幹美	12番	持田明典
14番	杉山正美	15番	鳥谷悦雄	16番	星野朝義	17番	川上藘求
18番	嘉本輝雄	19番	白築 進	20番	白築美雄	21番	山本博子
22番	藤原克巳	23番	白築 剛	24番	青木征温	25番	名原玲子
26番	小田久義	27番	藤原修至	28番	高田 耕	29番	加藤一郎
30番	廣澤幸博	31番	石橋義明	32番	武田京子	33番	周藤寛洲
34番	橋本 博	35番	陶山直利	36番	勝部有二	37番	板持 庸

- 4. 欠席委員(1名) 13番 高橋敬二
- 5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 主 査 景山修二 副 主 幹 山中亜希子 副 主 幹 大塚雄彦 農林振興課 熱田勇二
- 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第133号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第134号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第135号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第136号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について
- ・議第137号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第138号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定 について

## 7. 議事

	·		
発信者	議 要 旨		
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。		
	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。		
議長	ただ今から平成25年第22回総会を開会いたします。		

発信	言者	議 事
議	長	ただ今の出席委員は36名であります。欠席委員は13番高橋委員から欠席届が出ておりま
		す。
		雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲
		南市農業委員会第22回総会を開会いたします。
-345	E.	本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。
議	長	ロ印度・一巻末四四九千日のおりょというよう
亲	E	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議	長	議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、7番片寄委員、8番
		竹下委員を指名します。
		日程第2、諸報告を行います。
議	長	П1±3/2 ( III ТК П С П V & 7 o
1,70		【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】
事務	务局	・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
		・田畑転換届出の受理について
		・農地等返還通知(使用貸借解約)の受理について
		・合意解約届出(農地法第18条第6項通知)の受理について
		・農地法第5条第1項の規定による届出による受理について
		・第103回島根県農業会議通常総会について
		・農業委員会事務局辞令交付式の開催について
		・会議等の予定について
÷¥	Ħ	以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言をお願い
議	長	いたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。
		(無しの声あり)
		無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議	長	
		日程第3、議案の上程を行ないます。
議	長	それでは最初に、「議第133号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といた
		します。事務局より説明を求めます。
		議案書6ページをご覧ください。「議第133号農地法第3条の規定による許可申請につい
事	务局	て」であります。

申請番号1番、○○町○○△△ - △外1筆、地目は登記簿・現況とも畑で面積は2筆合計 75

㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は○○市○○の□□□□□さん、申請事由は、

 発信者
 議
 事
 要
 旨

 事務局
 「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、○○町○○の□□□

「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、○○町○○の□□□□ さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり600,000円で確認は○○委員です。

続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△ - △外3筆、地目は4筆とも登記簿・現況とも田でいずれも農用地区域内、面積は4筆合計3,247 ㎡、権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇の□□□□さん、申請事由は、「昭和59年より現在まで譲受人に農地を貸し付けて耕作してもらっていたが、今回、所有権移転をしたい」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を借地として耕作していたが、今回、所有権移転により取得し、耕作を継続したい」ということです。土地代は無償、確認は〇〇委員です。土地代が無償の理由ですが、譲渡人が本家で譲受人が分家の間柄であり、長年耕作をされていたということで、無償で譲渡されるようです。

以上2件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上2件の案件、ご審議をお願います。

議 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。

(無しの声あり)

議 長 無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がご ざいますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。

(無しの声あり)

議 長 無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。

「議第133号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(無しの声あり)

議長異議なしと認めます。

よって、「議第133号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

議長 それでは次に、「議第134号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を 議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 8ページをご覧ください。「議第134号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.9 ㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山中にあり、参拝するにも道は険しく、住居近くの申請地に新設移転したい」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△ - △外1筆、地目は2筆とも登記簿・現況とも畑、面積は2筆合計34.98㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟及び管理道を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は急傾斜地の上にあり、しかも2箇所に分かれており、参道は坂道、また道幅も狭く墓参に不便なため、申請地に移転新設する」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。

続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿畑、現況雑種地、面積は38㎡です。申請人は、2番と同じ〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫で車庫1棟を建設されます。転用理由は、「現在駐車場がないため、家族用・来客用駐車場(2台分)として使用したい」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成19年5月頃、土地造成し、車庫を建築した」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。

続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿田・現況畑で農用地区域内となっておりますが、区域外ですので訂正をお願いします。面積は9.9 ㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟建設されます。転用理由は、「現在の墓地は、山中にあり参拝するにも道は険しく、住居近くの申請地に新設移転したい」ということです。農用地区域外で確認は○○委員、農地区分・許可条項は1番と同じであります。

続きまして申請番号 5 番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 9.91 ㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑 1 棟を建設されます。転用理由は、「現在使用している墓地は自宅から遠く、墓参・管理をしにくいので、自宅から近い申請地に移設して管理したい」ということです。農用地区域外で確認は〇〇委員、農地区分・許可条項は 1 番と同じであります。

発信者	議 事
事務局	以上5件の案件、ご審議をお願います。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。
29番	申請番号3番について、始末書が提出されておりますが、図面の15ページ、16ページにありますように既に車庫が建設されております。「申し訳ございませんでした」ということですので、よろしくご審議をお願いします。
議長	他にはありませんか。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	お諮りいたします。 「議第134号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとお り承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第134号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。
議長	それでは次に、「議第135号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を 議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	$11$ ページをご覧ください。「議第 $135$ 号農地法第 $5$ 条の規定による許可申請に対する意見について」です。 申請番号 $1$ 番、 $\bigcirc\bigcirc$ 00町 $\bigcirc\bigcirc$ 0 $\triangle$ 0 - $\bigcirc$ 0、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は $199$ ㎡です。権利

の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□□さんです。転用目的は宅地拡張で、居宅 4.35 ㎡、車庫・物置 2 棟 41.14 ㎡、合併浄化槽 3.75

事務局

㎡を建設されます。転用理由は、「建物の所有者である私(借受人)が申請地を母(貸渡人)より借り受け、住宅敷地や進入路、車庫並びに合併浄化槽を設置して利用したい」ということです。始末書が提出されておりまして、昭和53年に母屋を建替えた時に庭や車庫を設置した」ということです。農用地区域外で、賃料は無償、確認は○○委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。

続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿田・現況畑、面積は746 ㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は集合住宅等で、集合住宅1棟252.3 ㎡、駐車区画14台分、駐輪場1棟3.87㎡、物置1棟6.33㎡を建設されます。転用理由は、「若者の定住促進のため、現代的な集合住宅を建築したい」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。賃料は親子関係にあるため無償で確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。

続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△ - △外2筆、地目は登記簿畑・現況荒廃農地が1筆で面積は2,082㎡、登記簿田・現況荒廃農地が2筆で面積は2筆合計1056㎡、3筆合計3,138㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□です。転用目的は残土処理場で、転用理由は、「貸付人より現在の申請地は道路より低い場所にあり、農作業上効率が悪いため、埋め立てて地上げをし、1区画の農地として再度利用したい旨の要望があり、残土を搬入したい」ということです。こちらの案件は一時転用でして、理由につきましては、過去に同様の案件がありましたので、その際に県と協議した内容を基に対応しました。農地区分は農用地区域内農地、賃料は10 a 当り31,800円、期間は3年間です。確認は1,000㎡を超えることから、〇〇委員、〇〇委員の2名に確認をしていただいております。許可条項は「農地法施行令第18条第1項第1号イの「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。

以上3件の案件、ご審議をお願います。

議長

ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。

事務局

申請書番号1番ですが、〇〇委員が本日欠席でして始末書の説明について伝言を受けておりますので読み上げます。議案書にもありますように「昭和53年に庭や車庫を設置してしまい、大変申し訳ございませんでした」ということです。

議長

他にはありませんか。

(無しの声あり)

発信者 旨 議 無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がご 議長 ざいますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。 1番 申請書番号3番について、3反余りの広い面積ですが3年で埋まりますでしょうか。 事務局 計画図が提出されておりますが、平均して2メートル程度埋められるようです。また、工事 の計画予定があると伺っております。 他にはありませんか。 議長 (無しの声あり) 議長 無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第135号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとお り承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。 (無しの声あり) 異議なしと認めます。 議長 よって、「議第135号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請 のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。 議長 それでは次に、「議第136号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題とい たします。事務局より説明を求めます。 事務局 13ページをご覧ください。「議第136号農地転用事業計画変更申請に対する意見につい て」です。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿田・現況事業用地、面積は3,176 m²のう ち 1,201 ㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は○○町○○の□□□□□さん、借受人は○○ 市○○の□□□□です。転用目的は事業用地で現場事務所1棟39㎡、休憩所1棟23㎡、駐車 区画 4 台分を建設されます。転用理由は、「尾道・松江自動車道川尻地区外則道工事に伴う現場 事務所を設置するため」ということです。こちらの案件は一時転用でして、確認は 1,000 ㎡を 超えることから、○○委員、○○委員の2名に確認をしていただいております。変更前の許可 日は平成24年11月15日で期間は本年5月31日までとなっております。計画通り事業を 遂行できない理由として、「国土交通省発注の尾道・松江自動車道川尻地区外則道工事の設計変 更及び追加工事による工期延期のため」ということで、平成26年5月31日までの1年間の 工期延期の申請となっております。

以上ご審議をよろしくお願い致します。

発作	言者	議 事
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれ
		ば、説明をお願いします。
		(無しの声あり)
		(無しの) (
議	長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がご
		ざいますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。
		(無しの声あり)
亲	E	何いとう マナクマ 所収 ためより ナナ
議	長	無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。
		「議第136号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」は、申請のとおり承認と
		し、県に進達することにご異議ございませんか。
		(無しの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
H4X		よって「議第136号農地転用事業計画変更申請に対する意見について」、は、申請のとおり
		承認とし、県に進達することに決定いたしました。
議	長	それでは次に、「議題137号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認につい
		て」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務	务局	それでは議案書の16ページからご覧ください。「議題137号農業経営基盤強化法に基づく
		農用地利用集積計画の承認について」です。
		今回の案件は19件申請されておりまして、大東町7件、加茂町4件、木次町2件、三刀屋
		町2件、吉田町4件であります。
		いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率
		的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合 するものであること」の要件を満たしていると考えます。
		ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議をお願いします。 15時
		25分までに、ご協議をお願いします。
		(15時13分から15時25分まで町ごとに協議)
議	長	会議を再開いたします。

発信者	議 事 要 旨
議長	先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。
	大東町より順次発表をお願いします。
00 7	
29番	大東町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
6番	   加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
14番	木次町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
16番	   三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
10 曲	
10番	吉田町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
E	
議長	ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。 質疑のある方は、挙手の上発言願います。
	貝無のめる万は、宇子の工光音膜(*まり。 
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	お諮りいたします。
F-1/2 P-1	「議第137号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請
	のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第137号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、
	申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議長	   それでは次に、「議第138号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』
議長	それでは次に、「議界138万辰地伝第3米第2項第3万の規定による辰地取付 『下阪田槓』   の設定について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	それでは議案書の24ページからご覧ください。「議題138農地法第3条第2項第5号の規
	定による農地取得『下限面積』の設定について」です。
	資料番号1-1をご覧ください。議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加及び
	指定解除の事案が発生したため、平成24年11月20日の第17回総会で審議し告示した内
	容を変更するものです。   - 議案書26ページの農地取得下限面積の別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につ
	「

発信者	議 事
事務局	いて、 $\bigcirc\bigcirc$ 町 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle$ - $\triangle$ 外 $5$ $7$ 筆を区域としたいと考えております。理由ですが、資料 $1$ $-$
	$2$ の $2$ ページにありますように、指定追加として $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 町 $\bigcirc\bigcirc$ $\bigcirc$ $\triangle$ $\bigcirc$ - $\bigcirc$ の $1$ 筆を加えます。担当
	農業委員に農地の状況につきまして、遊休農地及び周辺農地に支障を生じないことを確認いた
	だいております。また、指定解除として、 $\bigcirc\bigcirc$ 町 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle$ - $\triangle$ 、 $\triangle\triangle$ - $\triangle$ , $\triangle\triangle$ - $\triangle$ の3筆に
	ついて、2月の総会で3条申請が提出され、その後耕作をされまして遊休農地でなくなったこ
	とが確認できましたので削除します。
	なお、別表1農地法施行規則第17条第1項の適用については変更ありません。
	承認を得ることができましたら、平成25年4月24日告示といたします。また、変更後の
	空き家対象物件は変わらず14件であります。
議長	ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上
	発言願います。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
FIX X	お諮りいたします。
	「議第138号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定につい
	て」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	   よって「議第138号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定
	について」は、提案のとおり決定いたしました。
議長	以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。
	なお、5月の総会は5月23日(木)午後1時30分から「木次町下熊谷交流センター」で
	開催いたします。
議長	ご起立下さい。
	一同ご礼。
	ご着席願います。
議長	次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。
	【その他事項】
	(1) 平成 2 5 年度農林振興課予算について
	(2) 平成 2 4 年度農業委員会活動報告について
	(3)平成25年度農業委員会予算について

発信	言者	議 事 要 旨
議	長	(4)平成24年度雲南市農業委員会慶弔会計・会長交際費会計・事務局会計決算報告
		について
		(5)監査報告
		(6)平成25年度雲南市農業委員会慶弔会計予算(案)について
		(7)平成25年度雲南市農業委員会の体制及び活動計画について
		(8)農地法関係事務処理の改正について

## 会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長
署名委員
署名委員